

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日における沖縄県南城市の行政区域とする。面積は約 4,970 ヘクタールである。

また、本区域には、特定植物群落である「斎場御嶽とその周辺部の植生」等、重要湿地である「斎場御嶽」等が含まれるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

設定区域に係る港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域の設定にあたっては、同計画と調和し、整合を図るものとする。

（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

本市は、沖縄本島南部の東海岸（太平洋に面する）、県都・那覇市から南東へ 12 km（車で約 30 分）に位置している。平成 18 年 1 月に旧佐敷町、旧大里村、旧玉城村、旧知念村の 1 町 3 村の合併により誕生した市で、北から西にかけて与那原町、南風原町及び八重瀬町に隣接している。西側を除く三方が海岸線に接し、変化に富んだ美しい海岸線を形成している。

風光明媚な景観や多種多様な農作物、水産物が人気で、ビーチ、ホテル、テーマパーク、ゴルフ場を始め、眺望に優れた喫茶店等も点在し多くの観光客を集めている。琉球王国時代から神の島と称される久高島や、世界遺産である「斎場御嶽（せーふあーうたき）」を始めとする貴重な歴史・文化史跡を有し、有望な観光資源として注目を集めている。

【インフラの整備状況】

本市には、佐敷、知念地区の東海岸沿いを通る国道 331 号線や市の中心を横断する県道 86 号線、大里地区を交差する県道 48 号線及び 77 号線など、沖縄県南部の観光や経済活動を担う交通網が形成されている。さらに、平成 30 年代前半には地域高規格道路「南部東道路」が開通予定（暫定 2 車線）であり、検討されている那覇空港自動車道への直接乗り入れが実現すれば、本市から那覇空港間の所要時間の短縮等（30 分圏内）、アクセスの向上が図られ、その利便性から観光振興や産業振興等による地域振興が強く期待されている。



【産業構造】

本市の産業就業者は、平成 27 年の国勢調査より、第 3 次産業が約 72.7%と多く、続いて第 2 次産業が約 17.8%、第 1 次産業が約 9.5%となっている。本市の特徴は、第 1 次産業、第 2 次産業ともに沖縄県の平均を上回っていることであり、中でも第 1 次産業は農業が高い割合を占めている。しかし、農業の就業者数は、平成 27 年には 1,580 人となっており、平成 22 年と比べ年間で 185 人（約 10.5%）減少し、従事者の高齢化や新規就農者の不足、耕作放棄地の増加等の厳しい現状がある。

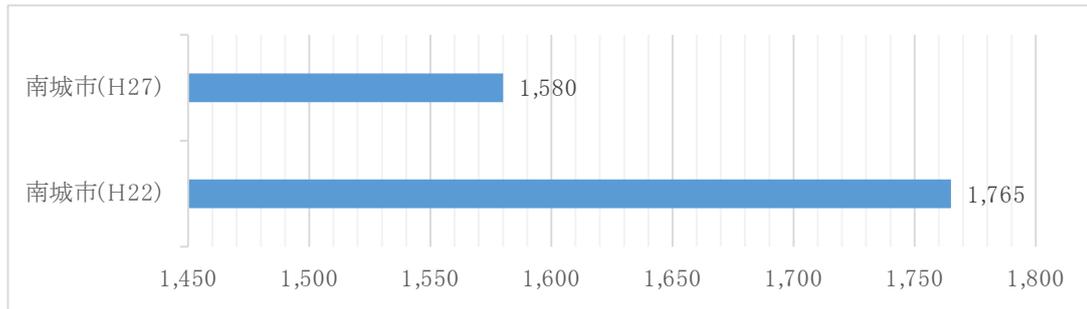
＜産業別就業者構成比＞ (％)

名 称	第 1 次産業	(うち農業)	第 2 次産業	第 3 次産業
南城市 (H27)	9.5	8.5	17.8	72.7
沖縄県 (H27)	4.9	4.0	15.1	80.0

出典：「国勢調査」より

＜農業就業者数の推移＞

(人)



出典：「国勢調査」より

【人口分布の状況】

本市の人口は、43,401人（平成29年7月末時点住民基本台帳）であり、平成22年の国勢調査による人口39,758人と比べ3,643人（約9.2%）の増加、平成27年の国勢調査による人口42,016人と比べても1,385人（約3.3%）の増加となっている。人口は年々増加傾向であるが、県都那覇市に近い大里地区に人口増が集中し、東海岸沿いの知念地区では若者の市外への流出が顕著となっており、本市内において地域間格差が生じている。

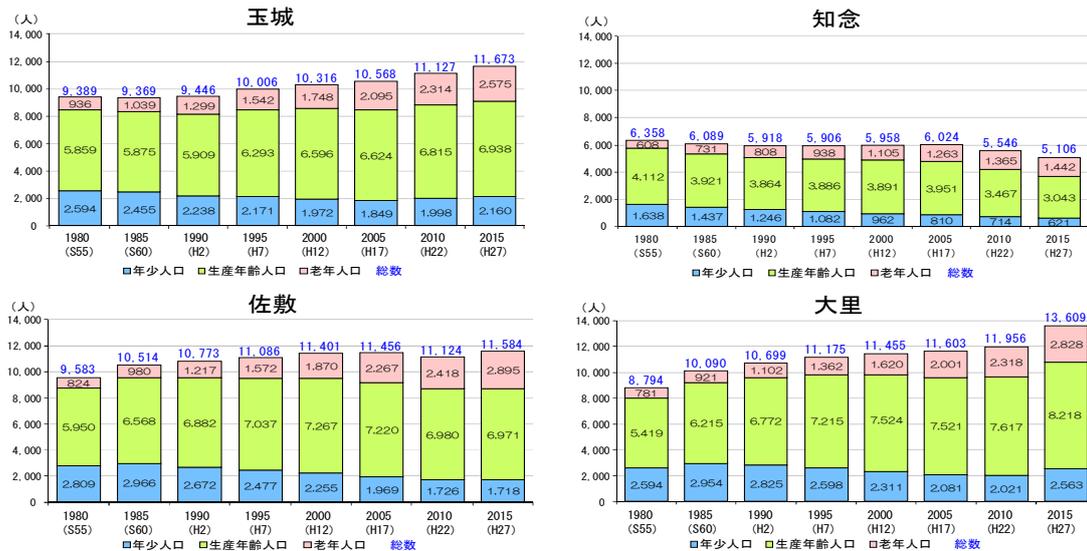
＜人口の推移＞

(人)

平成22年	平成27年	平成29年（7月末現在）
39,758	42,016	43,401

出典：「国勢調査」及び「住民基本台帳」より

＜地域別人口の推移＞



出典：「国勢調査」より（平成17年以前は合併前町村の人口を合計）

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本促進区域の全産業における純生産額は、平成 25 年で 47,233 百万円となっているが、農林業の純生産額は 2,378 百万円で、全体の 5.0%に留まっている。1982 年の産業全体純生産額は 26,259 百万円、農林業は 4,609 百万円(17.6%)であったが、この間に産業全体が拡大する中で農林業は、産業規模及び貢献度で低下している。しかし、沖縄県の全産業に占める南城市の全産業の割合は 1.7%である中、沖縄県の農林業に占める南城市の農林業の割合は 6.1%であることから、本促進区域の農林業は強みを有していると言える。

＜南城市における産業別純生産に占める農業の位置＞ (百万円)

年度	1982	1985	1990	2000	2010	2011	2012	2013
農林業 (%)	4,609 (17.0)	4,846 (14.8)	3,175 (7.7)	— —	— —	— —	— —	— —
農業 (%)	— —	— —	— —	2,429 (5.1)	2,766 (6.1)	1,833 (4.0)	1,972 (4.3)	2,378 (5.0)
林業 (%)	— —	— —	— —	2 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
水産業 (%)	360 (1.3)	494 (1.5)	617 (1.5)	491 (1.0)	366 (0.8)	394 (0.9)	472 (1.0)	469 (1.0)
第二次産業 (%)	7,296 (27.0)	8,626 (26.3)	9,798 (23.9)	9,642 (20.1)	11,190 (24.5)	12,155 (26.4)	9,913 (21.9)	11,399 (24.1)
第三次産業 (%)	14,784 (54.7)	18,773 (57.3)	27,454 (66.9)	35,473 (73.8)	31,395 (68.7)	31,593 (68.7)	33,001 (72.8)	32,987 (69.8)
帰属利子 (%)	792 (2.9)	939 (2.9)	1,351 (3.3)	2,116 (4.4)	— —	— —	— —	— —
計 (%)	26,259 (97.1)	31,800 (97.1)	39,693 (96.7)	45,921 (95.6)	45,717 (100.0)	45,975 (100.0)	45,358 (100.0)	47,233 (100.0)

出典：(～2000 年)市町村民所得(長期時系列統計データ)、(2001 年)2013 年度沖縄県市町村民所得

また、本促進区域の産業ごとの労働生産性を見ると、高い順から「製造業」(3.24 百万円/人)、「医療、福祉」(3.05 百万円/人)、「金融業、保険業」(2.69 百万円/人)となっているが、業種別にみると、沖縄県内平均を上回っているのは「農林漁業」(2.30 百万円/人)と「製造業」(3.24 百万円/人)のみとなっており、当該区域は農業を中心とした経済構造をなしている(平成 24 年経済センサスー活動調査)。

＜従業員 1 人当たりの労働生産性（付加価値額）＞ (百万円)

	南城市	沖縄県	全国	南城市-沖縄県
A～B農林漁業	2.30	1.76	2.77	0.54
C鉱業、採石業、砂利採取業	-	5.41	6.71	-
D建設業	2.59	3.26	4.50	-0.67
E製造業	3.24	3.12	6.07	0.12
F電気・ガス・熱供給・水道業	-	15.67	14.20	-
G情報通信業	-	5.46	9.09	-
H運輸業、郵便業	1.42	2.69	4.79	-1.26
I卸売業、小売業	2.33	3.37	4.70	-1.04
J金融業、保険業	2.69	8.16	12.94	-5.47
K不動産業、物品賃貸業	0.73	3.44	6.77	-2.71
L学術研究、専門・技術サービス業	1.87	3.42	7.86	-1.55
M宿泊業、飲食サービス業	1.08	1.52	1.77	-0.43
N生活関連サービス業、娯楽業	1.45	3.08	3.17	-1.64
O教育、学習支援業	0.38	2.86	3.99	-2.48
P医療、福祉	3.05	3.97	4.59	-0.92
Q複合サービス事業	0.87	3.94	4.83	-3.08
Rサービス業(他に分類されないもの)	1.60	2.11	3.08	-0.50

※労働生産性＝付加価値額(百万円)÷従業員数(人)

出典：「平成 24 年 経済センサス 活動調査 産業横断的集計」より

本促進区域における農業販売金額（総額）を見ると、平成 17 年は 419,300 万円であるのに対して、平成 22 年は 325,025 万円と約 22.5%減少している。項目別で比較してみても多くの部門において減少している。しかし、県内市町村においては、宮古島市、石垣市に次いで 3 位であり、本島においては 1 位となっている。部門別の県内順位を見ると、販売金額の高い「養鶏」「酪農」「施設野菜」について県内 1 位となっている（2010 年農林業センサス）。



出典：RESAS より 農林水産省「農林業センサス」再編加工

＜南城市における農畜水産の現状－農産物販売金額（市内部門別）＞

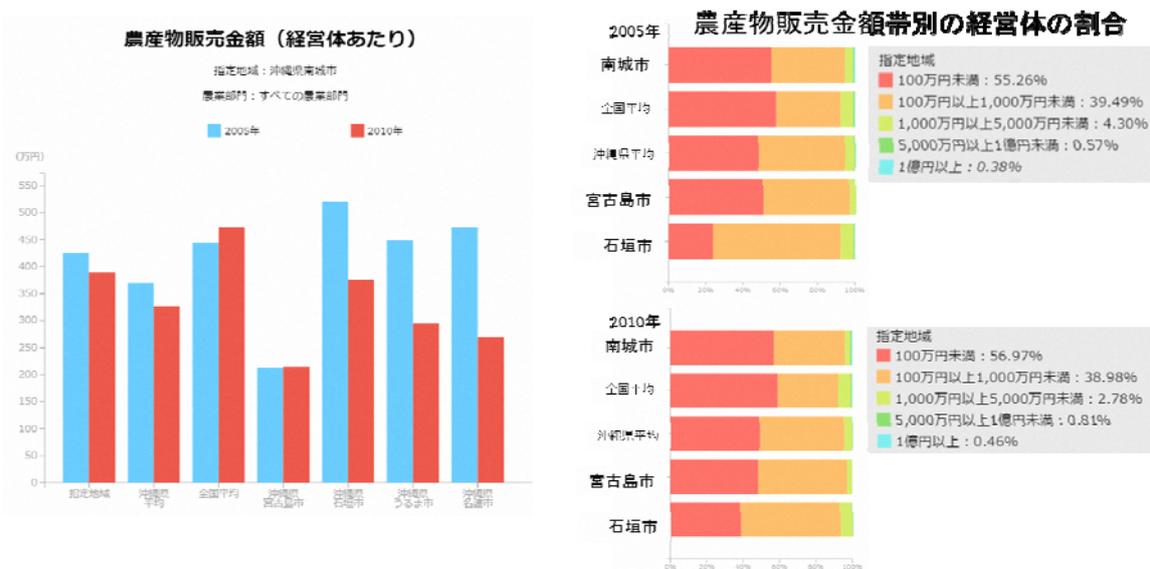
	販売金額 (万円)					販売金額 (万円)					
	順位	1位	2位	3位		順位	1位	2位	3位		
農業収入合計	5	424875	宮古島市	石垣市	うるま市	農業収入合計	3	331200	宮古島市	石垣市	南城市
酪農	1	99650	南城市	南風原町	八重瀬町	養鶏	1	84600	南城市	那覇市	名護市
養鶏	3	89410	名護市	南風原町	南城市	酪農	1	65360	南城市	八重瀬町	沖縄市
施設野菜	1	53900	南城市	宮古島市	今帰仁村	施設野菜	1	44800	南城市	宮古島市	今帰仁村
花き・花木	11	40520	今帰仁村	伊江村	うるま市	工芸農作物	10	37455	宮古島市	伊江村	久米島町
工芸農作物	10	40175	宮古島市	石垣市	伊江村	養豚	5	25940	八重瀬町	国頭村	宜野座村
養豚	5	32030	八重瀬町	国頭村	うるま市	露地野菜	3	25305	豊見城市	糸満市	南城市
露地野菜	3	30590	名護市	豊見城市	南城市	花き・花木	17	10125	伊江村	今帰仁村	うるま市
肉用牛	13	10030	石垣市	宮古島市	伊江村	その他の作物	2	7500	名護市	南城市	糸満市
果樹類	11	9310	国頭村	名護市	宮古島市	肉用牛	15	7105	石垣市	宮古島市	本部町
その他の畜産	3	1275	沖縄市	西原町	南城市	果樹類	14	4975	宮古島市	名護市	国頭村
雑穀・いも類・豆類	16	105	宜野座村	宮古島市	北大東村	その他の畜産	3	2725	沖縄市	今帰仁村	南城市
その他の作物	14	100	今帰仁村	名護市	うるま市	雑穀・いも類・豆類	19	75	名護市	宜野座村	宮古島市

出典：RESAS より 農林水産省「農林業センサス」再編加工

経営体あたりの販売金額で見ると、2010年で390万円であり、沖縄県の平均より高く、県内では9位である。

2005-2010年で比較すると、「5000万円以上1億円未満」、「1億円以上」の経営体の割合が増加していることがわかる。

＜南城市における農畜水産の現状－農産物販売金額（経営体あたり）＞

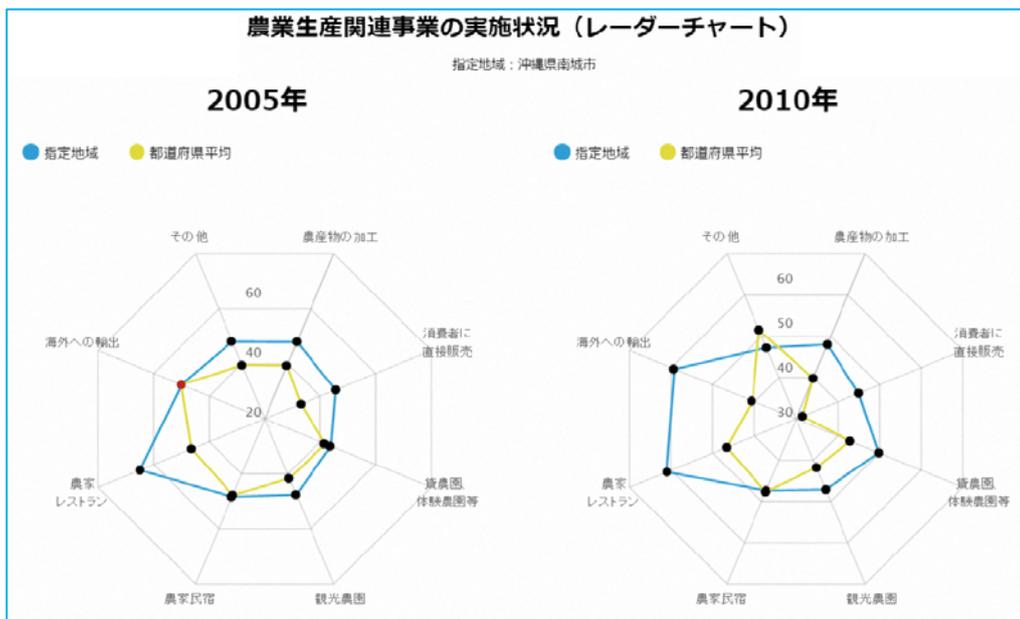


出典：RESAS より 農林水産省「農林業センサス」再編加工

農業生産関連事業のレーダーチャート（偏差値）を見ると、沖縄県平均と比較して高い水準にあることがわかる。

2005年と比較すると「海外への輸出」、「貸農園、体験農園等」が特に高くなっている。

＜南城市における農畜水産の現状－農業生産関連事業＞



出典：RESAS より 農林水産省「農林業センサス」再編加工

経営体あたりの農産物販売金額は、平成17年が425万円であり、平成22年の390万円と比較すると約8.2%減少しており、経営体あたりの農産物販売金額も減少傾向にある。しかし、沖縄県平均よりも販売金額は高額であり、減少率についても上回っている。

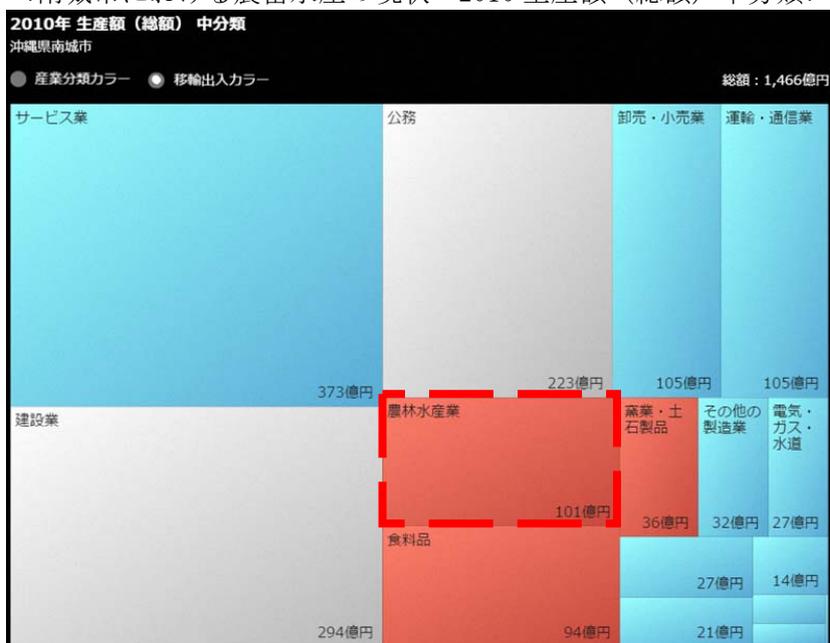
＜農産物販売金額（経営体あたり）すべての農業部門＞



出典：RESAS より 農林水産省「農林業センサス」再編加工

移輸出入の状況で見ると、「農林水産業」は域外収支がプラス（101億円）となっており、域外から収入を得ている産業であることがわかる。

＜南城市における農畜水産の現状－2010 生産額（総額）中分類＞



出典：RESAS より 農林水産省「農林業センサス」再編加工

上記の現状を踏まえた上で本促進区域において、安定した生産及び供給のシステム構築や、区域内産業全体との連携強化による6次産業化、成長性の高い新事業への参入の後押しを行うことで区域全体の付加価値を高めるとともに、地域経済の活性化により新たに質の高い雇用を創出する。

また、農業における質の高い雇用の創出が、区域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらし、区域外との取引で獲得した需要が、雇用者の給与増を通じて区域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

- 平均 30 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 2 件創出し、この地域経済牽引事業者が促進区域で 1.5 倍の波及効果を与え、促進区域で 90 百万円の付加価値を創出することを旨とする。

- 90 百万円は、農林業の付加価値（400 百万円）の 22.5%であり、地域経済に対するインパクトは大きい。

- また、KPIとして、地域経済牽引事業の付加価値額、地域経済牽引事業による新規事業件数、促進区域の新規雇用者数、促進区域の平均所得額を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	－万円	9,000万円	

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の付加価値額	－	3,000万円	－
新規地域経済牽引事業件数	－	2	－
地域経済牽引事業による新規雇用者数	－	10	
促進区域の平均所得	2,291千円	2,513千円	9.7%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって活かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増額分が2,926万円（沖縄県1事業所当たり付加価値額）で1事業あたりの平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、地域経済牽引事業者（関係事業者）において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で13.2%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の1事業者あたり従業員数が開始年度比で16.5%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で9.7%増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画では設定しない。

(2) 区域設定の理由

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①南城市の農業経営体の集積を活用した観光分野

②南城市の中核地におけるまちづくりの交通・物流インフラを活用した農林水産分野

(2) 選定の理由

①南城市の農業経営体の集積を活用した観光分野

本促進区域は、平成27年農林業センサスより農業経営体数が735経営体であり、沖縄県内市町村別で比較すると、宮古島市、名護市、石垣市、糸満市に次ぐ5番目の数値と農業経営体数が多い区域となっており、農業を基幹産業として位置づけられるものであるが、その経済的パフォーマンス（産出額、雇用創出、所得の稼得）を最大化させるためには、農業生産の規模の拡大や生産性の向上のみをテーマとするに止めず、農業との関連で区域内に存在する食品加工事業や、農産物流通・販売事業、飲食サービス事業、観光サービス事業等の規模の拡大や生産性の向上を図る必要がある。そのため、本促進区域では農業及び関連産業も含めた地域経済全体のパフォーマンスの最大化を図っていく必要がある。また、本促進区域においては、ユインチホテル南城などのリゾートホテルや南城市地域物産館、観光客向けのカフェ等の観光スポットが多数存在しており、観光を促進する環境も整っている。

このようなことから、農業経営体の集積を活用し、新たな観光分野の事業を創出することや他産業との連携による相乗効果によって、付加価値の増、雇用拡大につなげていく。

②南城市の中核地におけるまちづくりの交通・物流インフラを活用した農林水産分野

南城市の新庁舎（建設中）を中心とした中核地での新たなまちづくりが始まっていることや、南部東道路（地域高規格道路、所用距離約8km）も整備中であり、インターチェンジも整備され、県都那覇市中心や那覇空港等への所要時間も短縮することから、南城市内外の物流の効率化による産業振興やアクセス向上による観光振興が期待できるなど、地域おこしのポテンシャルを最大限に発揮するための環境が整いつつある。

また、南城市の農水産業はさとうきび、野菜、果樹、花卉、畜産、モズク等の生産活動が

活発に行われ、基幹産業として重責を担っているため、生産基盤の改善や生産組織等への支援等の検討が必要となっている。さらに、南城市の農業は域外収支が101億円であることや海外への輸出についても県平均を上回っており、その現状を活かし、さらに向上していく必要がある。

このような本市の地理的条件や沖縄国際物流ハブの可能性も踏まえ、物流インフラの優位性と農業が盛んな地域の特性を十分に活用して、付加価値額の増、雇用拡大につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって活かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、農林水産等の分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本促進区域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①地方創生関係施策

平成 29～34 年度の地方創生推進交付金を活用し、農林水産等の分野の地域経済牽引事業を支援する取組を実施する。具体的には、本市自ら行う農産物の販路開拓・PR 事業の実施や海外等の商談会等への参加、さらには、急速に拡大する外需に応える設備投資（生産拡大に資する設備、鮮度管理システムが導入された冷凍冷蔵設備を備えた物流施設等）

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域企業の技術力向上のため国や一般財団法人、研究機関が有する技術情報、調査、事例等の提供を積極的に進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

南城市農林水産部産業振興課及び沖縄県担当部局に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、市長にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

地域企業の技術力の向上及び参入促進を図るため、補助事業等の活用や情報提供の支援を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度 (初年度)	平成 30～32 年度	平成 34 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
地方創生推進交付金の活用	12 月上旬 地方創生推進交付金の交付決定予定 12 月中旬 本市議会審議予定 12 月下旬 事業開始予定	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
技術情報、調査、事例等の提供	9 月下旬 窓口設置	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談対応	9 月下旬 窓口設置	運用	運用
【その他】の事業環境整備に関する事項			
補助金等の活用や情報提供の支援	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、栽培技術などの農業に関する事だけではなく、生産管理、商品開発、販売ルート及びシステムの確立、設備投資などが関わってくる。

また、商品開発や販路拡大については、本促進区域内のリゾートホテルや観光施設などの観光分野との連携により付加価値増加が大きく期待できることから、地域の支援機関との連携が必要となる。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所

沖縄の地域資源を活用したビジネスや農商工等連携、異業種の連携による新商品開発等の支援や海外進出、販路拡大の支援を行う。

②公益財団法人沖縄県産業振興公社

公社は、中小企業等の経営基盤強化及び創業の促進に関する事業並びに産業振興に必要な諸事業を行い、もって産業の健全な発展に寄与することを目的としている。

経営革新や新事業創出等の経営全般の支援、企業の研究開発を促進するための研究開発・新事業支援等を行う。

③南城市商工会

地域企業との連携や経営相談、販路拡大の支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

地域経済牽引事業の促進にあたっては周辺土地利用に鑑み、国土利用計画や沖縄県土地利用基本計画など、土地に関する諸計画や都市計画法、森林法、農地法等の関連法令を適切に運用することにより、環境に配慮した土地利用を進めるとともに、開発に伴う大気汚染物質、温室効果ガスの排出抑制など、環境に対する負担を極力少なくすることにより、自然と共生した良好な環境の保全に配慮するよう努める。

環境基準の達成を図るため、大気汚染防止方法や水質汚濁防止法等の環境関係法令及び沖縄県生活環境保全条例に基づき、ばい煙、粉じん、排出等について、各種規制の遵守状況を監視し、必要に応じて指導を実施する。

また、環境保全上重要な地域内での整備の実施にあたっては、「第2次沖縄県環境基本計画」第4章において定める環境配慮指針の趣旨等を踏まえるとともに、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、沖縄県の自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

さらに、地域経済牽引事業の実施等について、必要に応じ、情報提供や地元説明会など、地域住民の理解を得るための取組に努めることとする。

(2) 安全な住民生活の保全

沖縄県においては、平成16年4月1日に施行したちゅらうちな一安全まちづくり条例に基づき、犯罪防止に配慮した安全なまちづくりに関する取組を推進し、沖縄県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に、すべての人々が安全で安心して暮らし、活動することができる社会の実現を目指している。

こうしたことから、本地域においても、南城市地域安全条例等の関係法令に基づき、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のため、警察をはじめ関係機関との連携を図り、安全で安心して暮らすことができる地域づくりに向けた取組を推進していく。

(3) その他

基本計画及び地域経済牽引事業の成果について、「2 地域経済牽引事業の促進による経済効果に関する目標 (2) 経済効果の目標」に掲げた目標に対する成果の検証を毎年9月に行う。地域経済牽引事業の実施に伴う定期的な進捗状況の把握や、見直し等を行うことにより、より適切かつ効率の良い地域経済政策へ繋げていく。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

本計画では作成しない。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日とする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。